

下水道施設指定管理者積算基礎資料

馬淵川流域下水道

法定資格者一覧と各下水道施設の状況

番号	資格名称	関連法規	該当施設	摘 要	
1	下水道技術者	下水道法 § 22Ⅱ	公共下水道及び流域下水道	○	流域下水道であるため該当する
2	安全管理者	労働安全衛生法 § 11	常時50人以上の労働者を使用する事業所	△	勤務時間における最高就業者数に应じる
3	衛生管理者	労働安全衛生法 § 12	常時50人以上の労働者を使用する事業所	△	勤務時間における最高就業者数に应じる
4	安全衛生推進者	労働安全衛生法 § 12の2	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所	△	勤務時間における最高就業者数に应じる
5	産業医	労働安全衛生法 § 13	常時50人以上の労働者を使用する事業場	△	勤務時間における最高就業者数に应じる
6	防火管理者	消防法 § 8	勤務する者の数が50人以上の事業所	△	勤務時間における最高就業者数に应じる
7	危険物取扱者	消防法 § 13Ⅲ	指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱い（重油2,000ℓ以上）	○	主ポンプ棟地下タンク8000ℓ、管理棟地下タンク5000ℓの指定数量を超える重油地下タンクが設置されているため該当となる
8	冷凍保安責任者	高圧ガス保安法 § 27の4	第1種及び第2種製造者であって、冷凍のためガスを圧縮又は液化して高圧ガスを製造するもの	－	該当施設は設置されていない
9	特定高圧ガス取扱主任者	高圧ガス保安法 § 28Ⅱ	特定高圧ガスの消費者であって、経済産業省令で定める種類毎の数量を貯蔵し消費するもの	－	特定高圧ガスは使用していない
10	ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法 § 14	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加工作業	－	通常の業務では該当しない（当該作業を行う際に有資格者の配置を要する）
11	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法 § 14	酸素欠乏・硫化水素等危険場所における作業	○	槽内、ピット等が酸素欠乏場所として定義されていることから該当となる
12	ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法 § 14	ボイラーの取扱い作業（簡易ボイラーを除く）	－	該当施設は設置されていない
13	クレーン運転士	労働安全衛生法 § 61	吊り上げ荷重が5t以上のクレーンの運転業務 吊り上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転	－	該当施設は設置されていない
14	玉掛け技能者	労働安全衛生法 § 61	制限荷重が1t以上の揚荷装置又は、吊り上げ荷重が1t以上のクレーン若しくはデリックの玉掛け業務	○	1t以上の揚荷装置が設置されているため該当となる
15	放射線取扱主任者	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 § 34	放射性同位元素又は放射線発生装置を使用しようとする者	－	該当施設は設置されていない
16	特定毒物研究者 毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法 § 3の2, § 7	毒物・劇物の製造、輸入、販売及び特定毒物の使用、製造、輸入	－	該当する薬品の取扱いがないことから該当しない
17	特定化学物質等作業主任者	労働安全衛生法 § 14	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）	－	水質試験以外の業務での取扱いがないことから該当しない
18	電気主任技術者	電気事業法 § 43	事業用電気工作物の工事、維持、又は運用にかかわる保安監督業務	○	①6,600V受電のため該当。 ②低圧だが非常用自家発電設備の設置により該当。 （電気保安協会との保安委託契約）
19	電気工事士	電気工事士法 § 3	需要設備の電気工事 電気工作物の電気工事	－	通常の業務では該当しない（当該作業を行う際に有資格者の配置を要する）
20	エネルギー管理者	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 § 11	業種が鉱業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のうち、年間のエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で3,000キロリットル以上	－	業種が下水道事業であることから該当しない。
21	エネルギー管理員	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 § 12	年間のエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル以上	－	該当しない。（参考：令和6年度の原油換算燃料等使用量は457キロリットル）
22	ダイオキシン類曝露防止特別教育	労働安全衛生規則592条の7	廃棄物焼却施設 火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上	－	該当施設は設置されていない